

西宮市運動施設電気供給業務契約書（案）

西宮市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に次のとおり、西宮市運動施設（計15箇所）（以下「施設」という。）における電気供給業務契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、仕様書及びこの契約の条項に基づき施設で使用する電気を供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（電気方式等）

第2条 受電電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数は別紙仕様書のとおりとする。

（契約電力等）

第3条 契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）は、その月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。

2 予定使用電力量は別紙仕様書のとおりとする。

3 使用電力量はあくまでも予定量であり、これを上回り、また下回ることがある。

（権利義務譲渡の禁止）

第4条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、また承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、第11条に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合はこの限りでない。

（契約金額）

第6条 契約金額は次に掲げる各金額とする（消費税及び地方消費税額を含む）。

- | | | |
|---------------------|---|---------------|
| （1） 基本料金単価（常時電力） | 金 | 円（1kW、1月あたり） |
| （2） 電力量料金単価（夏季7～9月） | 金 | 円（1kWh、1月あたり） |
| （3） 電力量料金単価（その他季） | 金 | 円（1kWh、1月あたり） |

(消費税率変更に基づく改定)

第7条 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、新たな税率に基づいて金額を算出する。

(固有の割引額)

第8条 固有の割引額がある場合、以下のとおり算出する。

【

(燃料費調整)

第9条 燃料費調整は、料金の算定にあたり、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)の適用する燃料費調整単価により調整を行う。

(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

第10条 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が定める電気供給条件(特別高圧・高圧)による。

(契約期間)

第11条 契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(契約保証金)

第12条 西宮市契約規則(昭和39年西宮市規則第26号)第21条各号の規定に該当する場合、契約保証金を免除する。

(供給の方法)

第13条 施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

(電気の安定供給)

第14条 乙は、甲に対し電気の安定供給に努めること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は電気の供給を中止し、又は甲に対し電気の使用を制限し、若しくは中止の申し出ができる。

- (1) 電気の需給上やむを得ない場合。
- (2) 乙の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合。
- (3) 乙の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合。
- (4) 非常変災の場合。
- (5) その他保安上必要がある場合。

2 一般送配電事業者(旧一般電気事業者)の送電線を使用して電気託送により供給している場合は、前項各号に関しては、当該一般送配電事業者(旧一般電気事業者)との接続供給契

約で安定供給を図ること。ただし、当該一般送配電事業者（旧一般電気事業者）の都合で電気の供給中止又は制限が生じる場合は、この限りでない。

- 3 第1項の電気の供給中止又は制限を行おうとするときは、乙は甲に対し事前に連絡し、了解を得ることとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りでない。

（計量及び検査）

第15条 乙は毎月1日の0時から当該月の最終日24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について、甲に通知しなければならない。

- 2 検針日は、次により、実際に計量を行った日又は計量を行ったものとされる日とする。

- （1）計量は毎月1日に、乙が行う。
- （2）甲又は乙の事情により、1日に計量することができない場合には、乙はその翌日以降に検針を行うことがある。
- （3）やむを得ない事情のあるときは、乙は1日以外の日に計量することがある。
- （4）第2号及び第3号の場合については、乙は1日に計量したものとみなす。

（料金の計算）

第16条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。

毎月の電気料金＝基本料金

（電力基本料金単価×契約電力×（185％－力率（％））－乙固有の割引額）
（消費税及び地方消費税額を含む）

＋電力量料金等

（電力量料金単価×使用電力量－乙固有の割引額±燃料費調整単価×使用電力量）（消費税及び地方消費税額を含む）

＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税額を含む）

（力率）

第17条 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。

単位はパーセント（％）とし、小数点以下第1位を四捨五入する。ただし、瞬間力率が、進み力率となる場合には、その瞬間力率は100％とする。平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} \div \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

（支払方法）

第18条 乙は検針後速やかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認めたときは、請求を受けた日から30日以内にその電気料金を支払うこととする。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通知することにより本契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他乙の責めに帰さない事由によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

(2) 甲が本契約について不正の事実を知ったとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成25年7月1日実施。）第2条第5号に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号及び西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号。以下この号において「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号及び条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者と知らず下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合又は契約締結後に当該事実を知った場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、甲にその損失の補償を請求することはできない。

3 乙は、第1項の規定により本契約が解除された場合においては、総契約金額（契約金額に発注予定量を乗じて得た額、以下同じ。）の100分の10に相当する額（契約の一部の履行があったときは、総契約金額から履行部分に対する支払相当額を控除して得られた額の100分の10に相当する額）を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、違約金を上回る損害が甲にあるときは、乙は、その損害額を甲に

賠償しなければならない。

- 4 乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって乙が本契約に基づく債務を履行できないときは、その旨を甲に通知することにより本契約を解除できる。

(損害賠償)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、その損害を甲に賠償しなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、乙が甲に賠償する額は、乙が当該第三者に対して、停電により通常生ずるであろう損害賠償義務を負う範囲に限る。

- (1) 天災その他乙の責めに帰さない事由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲に損害を与えたとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により生じた停電により第三者が損害を被った場合において、甲が当該第三者にその損害額を支払ったとき。

(契約解除による料金の精算)

第21条 甲が第19条第1項の規定により本契約を解除した場合は、乙が履行した部分に相当する金額（精算金等を含む）をもって精算する。

(談合その他不正行為に対する措置)

第22条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、本契約に係る入札に関して、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下、「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、本契約に係る入札に関して、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除した場合、総契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(賠償額)

第23条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、総契約金額の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。本契約の履行が完了した後においても、同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項

に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、総契約金額の100分の20に相当する額を超える場合には、乙は、超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が前二項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（定めのない事項等）

第24条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本契約の解釈若しくは本契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者おのおのその1通を保有する。

この契約は、仮契約であって、令和3年度予算の西宮市議会の議決があったときに、本契約として令和3年4月1日より効力を生ずるものとする。

令和 年 月 日

（甲） 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市
代表者 西宮市長 石井 登志郎

（乙）